

J A F 認定 Eモータースポーツイベント開催ガイドライン

※下線部：変更箇所

改正後	現行
1 はじめに 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）はモータースポーツを種目とする<u>E</u>スポーツ（以下「<u>E</u>モータースポーツ」という）の健全な発展を図るため、<u>E</u>モータースポーツイベントならびにイベント結果の認定を行います。本ガイドラインはJ A F 認定<u>E</u>モータースポーツイベントを開催するうえで主催者（以下「オーガナイザー」という）が準備すべき内容を示すことを目的としています。 2 開催資格 J A F 認定<u>E</u>モータースポーツイベントの開催は、J A F（本部および地方本支部）ならびに以下のクラブと団体となります（国内競技規則3－2）。 1) 公認クラブ 2) 加盟クラブ 3) 準加盟クラブ 4) 公認団体 5) 加盟団体 6) 特別団体 <u>クラブおよび団体の種別</u>、登録するための手続き等の詳細は、以下を確認してください。 ・ J A F 国内競技規則 細則 自動車競技の組織に関する規定 参考： https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/information/internal	1 はじめに 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）はモータースポーツを種目とする<u>e</u>スポーツ（以下「<u>e</u>モータースポーツ」という）の健全な発展を図るため、<u>e</u>モータースポーツイベントならびにイベント結果の認定を行います。本ガイドラインはJ A F 認定<u>e</u>モータースポーツイベントを開催するうえで主催者（以下「オーガナイザー」という）が準備すべき内容を示すことを目的としています。 2 開催資格 J A F 認定<u>e</u>モータースポーツイベントを開催するオーガナイザーは、J A F の 加盟クラブまたは団体でなくてはなりません。 認定イベントを主催することができるクラブまたは団体の種類は以下の通りです。 1) 公認クラブ 2) 加盟クラブ 3) 準加盟クラブ 4) 公認団体 5) 加盟団体 6) 特別団体 <u>クラブや団体の種別や</u>、登録するための手続き等の詳細は、以下を確認してください。 ・ J A F 国内競技規則 細則 自動車競技の組織に関する規定 参考： https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/information/internal

3 開催の申請

オーガナイザーは、イベント開催の1ヶ月前までに、所定の申請方法によりイベント概要資料等と申請料を付して申請し、申請内容の承認を受ける必要があります。なお、申請料は5,100円（税込）とし、申請はJAFモータースポーツホームページ（以下参照）掲載の書式を用いてください。

掲載場所：

<https://motorsports.jaf.or.jp/license/application/club>

提出されたイベントについては可能な限りJAFモータースポーツ公式サイトおよびSNSに掲載し、広報支援を行います。

4 イベントの名称およびJAFロゴマークの使用

JAF国内競技規則、細則 自動車競技の組織に関する規定 第3条1. 競技会の呼称に記載の通りとします。

参考：

<https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/information/internal>

また、イベントの名称には「JAF認定」の文言を使用することとし、JAF指定のロゴマークを使用可能とします。

5 競技会終了後の対応

イベント開催終了後は競技結果（書式自由）をJAFへ提出してください。

参加者データの分析を目的として、来場者へのアンケートを実施された場合は、可能な範囲でその結果をJAFへご提出ください。

6 開催における遵守事項

1) JAF認定eモータースポーツイベントの開催にあたり、オーガナイザーは関係する法令の遵守および使用ソフトウェアのIPホルダーへの許諾を得ている必要があります。

2) イベントの開催に係り、取得した個人情報は外部流出や不正利用につながらないように厳重に管理してください。

3 開催の申請

オーガナイザーは、イベント開催の1ヶ月前までに、所定の申請書およびイベント概要資料等と申請料を付してJAF各地方本部・支部窓口まで提出し、申請内容の承認を受ける必要があります。なお、申請料は5,100円（税込）とし、申請書はJAFモータースポーツホームページ（以下参照）掲載の書式を用いてください。

掲載場所：

<https://motorsports.jaf.or.jp/license/application/club>

4 イベントの名称およびJAFロゴマークの使用

JAF国内競技規則、細則 自動車競技の組織に関する規定 第3条. 競技会の呼称に記載の通りとします。

参考：

<https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/information/internal>

また、イベントの名称には「JAF認定」の文言を使用することとし、JAF指定のロゴマークを使用可能とします。

5 競技結果

イベント開催終了後は競技結果（書式自由）をJAFへ提出してください。

6 開催における遵守事項

1) JAF認定eモータースポーツイベントの開催にあたり、オーガナイザーは関係する法令の遵守および使用ソフトウェアのIPホルダーへの許諾を得ている必要があります。

2) イベントの開催に係り、取得した個人情報は外部流出や不正利用につながらないように厳重に管理してください。

7 参加者の対象年齢について 使用するソフトウェアの対象年齢および推奨年齢に沿った、参加資格設定<u>ならびに</u>イベントフォーマット設定をしてください。 8 ガイドラインの変更 本ガイドラインは、<u>年度途中であっても見直す</u>場合があります。 9 （略） 10 ガイドラインの施行 本ガイドラインは<u>2025年4月14日</u>から適用いたします。 以上	7 参加者の対象年齢について 使用するソフトウェアの対象年齢および推奨年齢に沿った参加資格<u>や</u>イベントフォーマットの設定をしてください。 8 ガイドラインの変更 本ガイドラインは、<u>適宜変更される</u>場合があります。 9 （略） 10 ガイドラインの施行 本ガイドラインは<u>2024年6月7日</u>から適用いたします。 以上
--	---